

□[家屋の新築](#)により、合併浄化槽設置補助金の申請をご検討されている方へ

◆合併浄化槽設置補助金を申請する前提条件として、以下の①～③を全て満たす必要があります。

◆合併浄化槽設置補助金の補助可否について（家屋の新築をご検討の場合）

種別	前住所地の生活排水処理状況	合併浄化槽設置に至る経緯（事情）	補助可否	理由（生活排水処理未普及の解消に繋がるものが補助対象）
新築	公共下水道	転居	○	公共下水道に接続している家屋に居住する方の家屋新築
	集落排水	転居	○	集落排水処理をしている家屋に居住する方の家屋新築
	汲み取り	転居	○	汲み取り便槽を有する家屋に居住する方の家屋新築
	単独浄化槽	転居	○	単独浄化槽を有する家屋に居住する方の家屋新築
	合併浄化槽	集合住宅・賃貸戸建てからの転居	○	集合住宅等に居住する方の家屋新築
		親世帯からの分家による転居	○	子世帯の独立による生活排水処理の普及が見込めるため
		持家からの転居・転入	×	既に生活排水処理がなされている世帯の転居となるため

◆市外からの転入により、合併浄化槽設置補助金を申請する場合、工事完了までに住民票を新住所へ異動してください。

◆合併浄化槽設置補助金の支給は、合併浄化槽の設置工事の完了後、上下水道課による通水検査を合格した後となります。

◆既存の合併浄化槽の設置替え（更新）は、原則補助対象となりません。

◆被災等、特別な事情がある場合は、申請前に上下水道課へご相談ください。